

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成25年2月14日
【四半期会計期間】	第34期第1四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	株式会社 梅の花
【英訳名】	UMENOHANA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅野 重俊
【本店の所在の場所】	福岡県久留米市天神町146番地
【電話番号】	0942(38)3440(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営計画室長 上村 正幸
【最寄りの連絡場所】	福岡県久留米市天神町146番地
【電話番号】	0942(38)3440(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営計画室長 上村 正幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期 第1四半期連結 累計期間	第34期 第1四半期連結 累計期間	第33期
会計期間	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日	自平成24年 10月1日 至平成24年 12月31日	自平成23年 10月1日 至平成24年 9月30日
売上高(千円)	8,087,813	7,911,573	30,029,888
経常利益(千円)	142,691	132,480	558,599
四半期(当期)純利益(千円)	118,369	33,916	256,406
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	116,885	38,819	251,233
純資産額(千円)	6,005,077	6,629,579	5,989,007
総資産額(千円)	20,526,349	21,033,508	18,157,131
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	1,665.51	477.88	3,650.95
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)		450.48	
自己資本比率(%)	29.3	31.5	33.0

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第33期第1四半期連結累計期間及び第33期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

資本・業務提携契約

当社は、平成24年11月14日開催の取締役会により、以下のとおり、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「エイチ・ツー・オー リテイリング」という。）と資本・業務提携（以下「資本・業務提携」という。）契約を行うこと並びに同社を割当先とした第三者割当による新株式の発行及び無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、同日付で資本・業務提携契約を締結、平成24年12月3日に同社を割当先とした第三者割当による新株式及び無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しております。資本・業務提携の内容は次のとおりであります。

（1）資本・業務提携の理由

飲食業界におきましては、厳しい経済環境の中で低価格競争が激化しており、販売力の強化、財務体質の強化が必要とされております。この度の資本・業務提携により、エイチ・ツー・オー リテイリング及びそのグループ会社の強みである財務体質、販売力及び当社の強みである商品開発力、商品の供給体制等の両社の強みを融合することにより、当社の商品をエイチ・ツー・オー リテイリング及びそのグループ会社に供給するとともに、両社の会員へのサービスの拡大による顧客の囲い込み等による販売の強化が可能であり、両社の企業価値を向上できるものと考えております。

（2）資本・業務提携の内容

業務提携の内容

- ア．食材の相互供給
- イ．海外合併会社の設立
- ウ．商品の共同開発
- エ．材料・備品等の共同購入
- オ．物流の効率化
- カ．それぞれのカード会員等及び従業員に対する販促協力
- キ．店舗の拡大

第三者割当による新株式の発行

- ア．発行新株式数 普通株式 3,745株
- イ．発行価額 1株につき170,000円
- ウ．発行価額の総額 636,650,000円
- エ．資本組入額 318,325,000円
- オ．募集又は割当の方法 第三者割当による新株式発行
- カ．申込期間 平成24年12月1日～平成24年12月2日
- キ．払込期日 平成24年12月3日
- ク．割当先及び株式数 エイチ・ツー・オー リテイリング 3,745株

無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

- ア．社債の名称 株式会社梅の花第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
- イ．社債総額 2,259,675,000円
- ウ．発行価額 2,259,675,000円
- エ．発行年月日 平成24年12月3日
- オ．利率 無利息
- カ．償還期限 平成27年12月3日
- キ．償還方法 額面100円につき金100円

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、政権交代を機に、円高の是正や今後の経済政策が期待されているものの、欧州財政危機や新興国経済の減速等の影響により、不透明な状況が続いているといわれている中で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは前期に引き続き「思い立ったら即実行 実行力が会社を変える」を経営方針として、お客様に感極まるサービスを提供できるように取り組んでまいりました。

販売強化策といたしましては、これまで通り、店舗責任者によるお客様へのご挨拶、ご来店頂いたお客様への手書きによるお礼状の送付及び近隣の企業への訪問営業活動を行っております。また、「餃子」に続く商品といたしまして「豚しゅうまい」、「海老しゅうまい」等を開発し、売上の増加を図っております。

また、当社は11月にエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との資本・業務提携契約を締結し、同社を割当先とした第三者割当による新株式の発行及び無担保転換社債型新株予約権付社債の発行をいたしました。資本・業務提携により、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及びそのグループ会社の強みである財務体質や販売力、また、当社の強みである商品開発力及び商品の供給体制等の強みを融合することにより、両社の企業価値を向上できるものと考えております。

店舗の出店及び閉店につきましては、外食事業1店舗出店、テイクアウト事業3店舗出店及び1店舗閉店により、当第1四半期末の店舗数は、259店舗となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高79億11百万円（前年同期比97.8%）、営業利益2億28百万円（前年同期比136.1%）、経常利益1億32百万円（前年同期比92.8%）、四半期純利益33百万円（前年同期比28.7%）となりました。

なお、セグメント別の状況は次のとおりであります。

（外食事業）

前期に引き続き、テレビコマーシャルを重要な広告媒体としてとらえ、シリーズ化しております。

また、お客様に最上のサービスを提供できるように、定期的にテーマを決めて顧客満足度向上活動（KKS活動）を行っております。

経費の削減につきましては、前期に引き続き人件費コントロールに重点を置き、人員配置や勤務シフトを見直すことで、サービス水準を落とすことなく人件費を削減し、利益率の向上に努めております。

出店及び閉店につきましては、梅の花68店舗、チャイナ梅の花4店舗、かにしげ3店舗、その他店舗は、10月に「花小梅久留米店（福岡県）」を出店し、3店舗となりました。従いまして、外食事業の全店舗数は78店舗、売上高は50億4百万円（前年同期比97.7%）、セグメント利益4億2百万円（前年同期比123.9%）となりました。

（テイクアウト事業）

古市庵テイクアウト店、梅の花テイクアウト店ともに、おせちの取り扱いを増やしており売上の拡大に努めております。

出店及び閉店につきましては、古市庵テイクアウト店は、10月に「錦糸町テルミナ店（東京都）」を出店し、10月に「静岡松坂屋店（静岡県）」を閉店し136店舗となりました。

梅の花テイクアウト店は、10月に「エキマルシェ大阪店（大阪府）」を出店し、35店舗となりました。

その他店舗は、10月に「うめだ阪急ヴェルコイチ店（大阪府）」を出店し、10店舗となりました。

従いまして、テイクアウト事業の全店舗数は181店舗、売上高は29億7百万円（前年同期比98.0%）、セグメント利益61百万円（前年同期比72.1%）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産につきましては、前連結会計年度末と比べ28億76百万円増加し、210億33百万円となりました。これは主に、無担保転換社債型新株予約権付社債及び第三者割当による新株式の発行により、現金及び預金が22億20百万円増加し、季節要因により売掛金が4億43百万円増加したことによるものであります。

負債の部につきましては、前連結会計年度末と比べ22億35百万円増加し、144億3百万円となりました。これは主に、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により社債が22億59百万円増加したことによるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末と比べ6億40百万円増加し、66億29百万円となりました。これは主に、第三者割当による新株式の発行により資本金が3億18百万円、資本剰余金が3億18百万円増加したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	207,000
計	207,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月14日)	上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	74,892	74,892	東京証券取引所 (市場第二部)	提出日現在、当社は単元株制度は採用していません。
計	74,892	74,892		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した無担保転換社債型新株予約権付社債は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成24年11月14日
新株予約権付社債の残高(百万円)	2,259
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,695(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり165,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成26年12月3日から平成27年12月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 165,000 資本組入額 82,500(注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- 2 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。ただし、(注)4において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初金165,000円とする。当社は、本新株予約権付社債の発行後、(注)2 ()乃至()に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() (注)2 ()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付(新株発行も含む。以下同じ。)する場合(ただし、取得請求権付証券等(下記()に定義する。)の取得と引換えによる交付、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による交付又はストック・オプションその他のインセンティブ・プランを目的とする発行若しくは付与の場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

() 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

() (注) 2 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）（これらの株式又は新株予約権を取得対価として交付する定めのある証券又は権利を含み、以下「取得請求権付証券等」という。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付証券等の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして（当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得対価として交付する定めのある証券又は権利の場合、当該株式又は当該新株予約権の全てが取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなす。以下同じ。）新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が上記の適用日時時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

() (注) 2 () 乃至 () の各取引において、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(注) 2 () 乃至 () にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

() 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

() 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、(注) 2 () の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

() 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当社の普通株主の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し当該転換価額の調整前に(注) 2 () 又は(注) 2 に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、(注) 2 () の当社普通株式の株式分割の場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

() 新株発行等による転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、新株発行等による転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(注) 2 又は の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

- () 株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少に際して行う剰余金の配当、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

4 組織再編が生じた場合の調整

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合は、(注)5 に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社等」という。）の新株予約権で、(注)4に定める内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を、以下「承継社債」という。）、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する承継会社等の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債に係る本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の額面金額の合計額を(注)4 に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

承継新株予約権付社債の転換価額

承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継社債に付したものをいう。）の転換価額は、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、(注)2の調整に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

承継新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該承継新株予約権に係る承継社債とし、当該社債の価額は、各承継社債の額面金額と同額とする。

承継新株予約権の行使請求期間

(注)6に定める本新株予約権の行使請求期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(注)6に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとし、(注)6に準じた制限に服する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項(注)3に準じて決定する。

5 特別事由による繰上償還

本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）は、以下に定める事由が生じたとき、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部を、募集社債の金額と同額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

特定組織再編行為

特定組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合）において、特定承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されないとき

「特定組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割（特定承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「特定承継会社等」とは、当社による特定組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

上場廃止事由

上場廃止事由（以下に定義する。）が生じ、かつ継続している場合

「上場廃止事由」とは、当社普通株式（組織再編行為に伴い、承継会社等に当社の本新株予約権付社債上の義務が承継される場合には、承継会社等の普通株式）が日本のいずれの金融商品取引所においても上場されなくなった場合をいう。

支配権の変動

支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。

6 本新株予約権を行使することができる期間

平成26年12月3日以降、平成27年12月3日まで、本新株予約権を行使することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年12月3日 (注)	3,745	74,892	318,325	4,123,177	318,325	3,500,166

(注) 第三者割当

発行価格 170,000円

資本組入額 85,000円

割当先 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,354		
完全議決権株式(その他)	普通株式 69,793	69,793	
単元未満株式			
発行済株式総数	71,147		
総株主の議決権		69,793	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が6株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社梅の花	福岡県久留米市 天神町146番地	1,354	-	1,354	1.90
計	-	1,354	-	1,354	1.90

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,684,430	3,904,928
売掛金	1,283,412	1,727,125
商品及び製品	60,976	86,592
原材料及び貯蔵品	164,563	226,378
繰延税金資産	236,201	194,568
その他	442,446	573,116
貸倒引当金	1,758	1,658
流動資産合計	3,870,272	6,711,049
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,501,732	6,534,332
機械装置及び運搬具（純額）	125,513	157,123
土地	4,636,426	4,636,426
建設仮勘定	8,523	5,630
その他（純額）	515,335	521,628
有形固定資産合計	11,787,532	11,855,141
無形固定資産		
のれん	578,161	549,253
その他	63,955	60,025
無形固定資産合計	642,117	609,278
投資その他の資産		
投資有価証券	54,457	60,015
長期貸付金	77,568	77,507
繰延税金資産	23,416	22,328
敷金及び保証金	1,651,177	1,650,906
その他	140,430	137,073
貸倒引当金	89,843	89,793
投資その他の資産合計	1,857,207	1,858,039
固定資産合計	14,286,858	14,322,459
資産合計	18,157,131	21,033,508

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	584,153	987,837
短期借入金	2,000,000	1,600,000
1年内返済予定の長期借入金	2,423,786	2,373,802
未払金	1,488,794	1,510,265
未払法人税等	39,200	13,911
賞与引当金	235,200	120,900
ポイント引当金	139,145	140,004
その他	616,990	784,384
流動負債合計	7,527,269	7,531,105
固定負債		
社債	-	2,259,675
長期借入金	3,703,634	3,705,471
退職給付引当金	155,712	139,684
資産除去債務	612,635	615,177
その他	168,871	152,814
固定負債合計	4,640,854	6,872,823
負債合計	12,168,124	14,403,928
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,804,852	4,123,177
資本剰余金	3,181,841	3,500,166
利益剰余金	749,023	750,003
自己株式	238,011	238,011
株主資本合計	5,999,658	6,635,329
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,925	1,023
為替換算調整勘定	4,725	4,725
その他の包括利益累計額合計	10,651	5,749
純資産合計	5,989,007	6,629,579
負債純資産合計	18,157,131	21,033,508

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】

【 四半期連結損益計算書 】

【 第 1 四半期連結累計期間 】

(単位 : 千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年10月 1 日 至 平成23年12月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年10月 1 日 至 平成24年12月31日)
売上高	8,087,813	7,911,573
売上原価	2,341,652	2,371,471
売上総利益	5,746,160	5,540,102
販売費及び一般管理費	5,578,590	5,312,040
営業利益	167,569	228,061
営業外収益		
受取利息	1,075	984
受取配当金	845	865
受取手数料	1,939	1,874
デリバティブ評価益	10,487	-
雑収入	8,632	5,854
営業外収益合計	22,980	9,578
営業外費用		
支払利息	31,739	24,486
株式交付費	-	34,651
社債発行費	-	32,111
雑損失	16,118	13,911
営業外費用合計	47,858	105,159
経常利益	142,691	132,480
特別損失		
固定資産除売却損	3,589	47,405
投資有価証券評価損	546	-
減損損失	775	1,455
特別損失合計	4,911	48,860
税金等調整前四半期純利益	137,780	83,619
法人税、住民税及び事業税	8,819	6,981
法人税等調整額	10,590	42,721
法人税等合計	19,410	49,702
少数株主損益調整前四半期純利益	118,369	33,916
四半期純利益	118,369	33,916

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	118,369	33,916
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	1,484	4,902
その他の包括利益合計	1,484	4,902
四半期包括利益	116,885	38,819
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	116,885	38,819
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年10月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)
減価償却費	236,042千円	227,626千円
のれんの償却額	28,908	28,908

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年12月22日 定時株主総会	普通株式	35,573	500	平成23年9月30日	平成23年12月26日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成23年12月5日開催の取締役会決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を実施いたしました。

この結果、当第1四半期連結会計期間末において、自己株式は87,594千円となっております。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年12月21日 定時株主総会	普通株式	34,896	500	平成24年9月30日	平成24年12月25日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成24年12月3日付で、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社から第三者割当増資の払込を受けました。この結果、当第1四半期連結会計期間において、資本金及び資本剰余金がそれぞれ318,325千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が4,123,177千円、資本剰余金が3,500,166千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	外食事業	テイクアウト 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,121,527	2,966,285	8,087,813		8,087,813
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,522	18,192	20,715	20,715	
計	5,124,050	2,984,478	8,108,528	20,715	8,087,813
セグメント利益	324,800	85,148	409,949	242,379	167,569

(注)1 セグメント利益の調整額 242,379千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

なお、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	外食事業	テイクアウト 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,004,121	2,907,452	7,911,573		7,911,573
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,291	15,038	17,329	17,329	
計	5,006,412	2,922,490	7,928,903	17,329	7,911,573
セグメント利益	402,376	61,399	463,775	235,713	228,061

(注)1 セグメント利益の調整額 235,713千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

なお、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	1,665円51銭	477円88銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	118,369	33,916
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	118,369	33,916
普通株式の期中平均株式数(株)	71,071	70,973
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	450円48銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	4,316
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第1四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(追加情報)

当社は、平成24年11月14日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決定いたしました。

(1)株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

(2)株式分割の概要

分割の方法

平成25年3月31日を基準日（実質的には平成25年3月29日）として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する当社株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

分割により増加する株式数

平成25年3月31日最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数といたします。提出日現在の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

株式分割前の発行済株式総数	71,147株
今回の分割により増加する株式数	7,043,553株
株式分割後の発行済株式総数	7,114,700株
株式分割後の発行可能株式総数	20,700,000株

分割の日程

基準日の公告日	平成25年3月15日
基準日	平成25年3月31日（実質的には、平成25年3月29日）
効力発生日	平成25年4月1日

(3)単元株制度の採用

新設する単元株の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

新設の日程

効力発生日	平成25年4月1日
-------	-----------

(4)1株当たり情報に及ぼす影響

当株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の当期における1株当たり情報は、以下のとおりとなります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	16円66銭	4円78銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	4円50銭

(注)前第1四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月12日

株式会社梅の花
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 重之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲斐 祐二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社梅の花の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社梅の花及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。